平成２７年（フ）第３５４号
千葉県船橋市海神２丁目23番46号　コーポヨシウダ102号
債務者　小林　真治
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７１号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目２番地５ギオンハイツＥ201
債務者　関原　雅人
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９１号
千葉市花見川区花園町2451番地34　花園ハウスＦ201
債務者　伊藤　　梢
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９６号
千葉県市原市五井東１丁目９番地１　小倉第１コーポ102
債務者　山下　伸子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
岐阜県美濃加茂市牧野2911番地１　マンションサン飯田103号、前住所岐阜県加茂郡川辺町下川辺1082番地11
債務者　市丸　　尚
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第７７号
兵庫県伊丹市山田５丁目５番23号
債務者　吉村　里美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
長崎県長崎市愛宕３丁目11番10号　山本アパート101号、旧住所長崎県長崎市上小島２丁目７番５号
債務者　中村　政行
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
長崎県長崎市愛宕３丁目11番10号　山本アパート101号、旧住所長崎県長崎市上小島２丁目７番５号
債務者　中村田津子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
長崎県長崎市上小島２丁目７番11号　ハニーコーム102号
債務者　中村　祐三
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
長崎県長崎市伊良林３丁目14番８号
債務者　田村　久夫
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
長崎県長崎市土井首町238番地３　県営住宅毛井首団地Ｓ棟105号
債務者　浦田　文恵
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字白坂ノ上50番地１
債務者　小笠原浩二
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
青森県八戸市根城３丁目７番３号　ロンシャン根城Ｂ－101
債務者　佐々木康代
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
茨城県古河市常盤町15番29号　レーベンハイム古河306号、前住所茨城県古河市駒込271番地１
債務者　木村　増夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４１号
群馬県みどり市笠懸町鹿3962番地　鈴の木ニュータウンＢ102
債務者　岡田　大輝
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４２号
群馬県桐生市元宿町７番30－４号
債務者　ＳＯＤＡ　ＭＥＬＡＮＩＥ　ＡＢＡＤ（通称曽田メラニー）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部